

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成25年7月25日)

- 1 平成25年度普通交付税（市町村分）の交付額について【地域振興課】・・・1ページ
- 2 若桜鉄道株式会社定時株主総会の開催について 【交通政策課】・・・4ページ

地 域 振 興 部

平成25年度普通交付税（市町村分）の交付額について

平成25年7月25日
地域振興課

平成25年度普通交付税（市町村分）が、去る7月23日に閣議報告され、次のとおり交付額が決定されましたので、報告します。

記

1 概要

- 普通交付税の算定において、臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は980億円となり、前年度（当初算定）対比で5億円の増となった。全国との対比では、全国の決定総額が0.7%減少したのに対し、本県は0.5%の増となった。
- 団体別では、前年度対比で12団体が増加、6団体が減少、1団体が横ばいとなった。

- ◇ 普通交付税に係る近年の対前年度増減率 *（）内は全国の市町村分
平成22年度：+4.7%(+8.6%)、平成23年度：+1.4%(+4.0%)
平成24年度：+0.5%(+0.3%)、平成25年度：+0.2%(△1.3%)
- ◇ 本年度の予算計上額との対比（普通交付税+臨時財政対策債発行可能額ベース）
→ 予算割れ団体：無し

【県内市町村の主な増減要因】

- 主な増加要因としては、新設された地域の元気づくり推進費の配分がこれまでの人件費削減努力を反映して比較的多かったこと、保健衛生費の単位費用の見直しに伴う需要額の増等が挙げられる。
- 主な減少要因としては、包括算定経費（個別に算定される経費以外の経費として算定されるもの）の単位費用の見直しによる需要額の減、税源移譲に伴う市町村たばこ税の収入額の増等が挙げられる。

2 本県の決定額

（単位：千円、%）

区分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額			
	25年度 A	24年度 (当初) B	増減額 C (=A-B)	増減率 D (=C/B)	25年度 E	24年度 (当初) F	増減額 G (=E-F)	増減率 H (=G/F)
市分	42,929,626	42,880,476	49,150	0.1%	51,384,342	50,918,250	466,092	0.9%
町村分	42,884,216	42,772,244	111,972	0.3%	46,624,661	46,603,048	21,613	0.0%
計	85,813,842	85,652,720	161,122	0.2%	98,009,003	97,521,298	487,705	0.5%
県分	135,012,679	134,100,754	911,925	0.7%	162,196,129	162,290,121	△93,992	△0.1%

*臨時財政対策債：地方一般財源の不足に対処するための特例地方債（後年度の普通交付税で全額措置）

3 主な団体の増減理由

※ただし、臨時財政対策債発行可能額を加えたもので前年度（当初算定）と比較

- ・日吉津村（9.3%増） 固定資産税（償却資産）の減による基準財政収入額の減等
- ・琴浦町（2.7%増） 新費目の地域の元気づくり推進費の配分が比較的多かったこと等
- ・江府町（5.5%減） 公債費（過疎対策事業債元利償還金）の減による基準財政需要額の減等
- ・日野町（4.0%減） 公債費（過疎対策事業債元利償還金）の減による基準財政需要額の減等

4 普通交付税の交付時期

毎年4、6、9、11月に交付（4、6月分は前年度交付額に基づき概算交付済みである。）

【市町村別普通交付税額】

(単位:千円、%)

区 分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額				(参考)
	25年度	24年度	増減額	増減率	25年度	24年度	増減額	増減率	25年度 臨時財政 対策債発 行可能額
	A	B (当初算定)	C(=A-B)	D(=C/B)	E	F (当初算定)	G(=E-F)	H(=G/F)	
鳥取市	23,715,647	23,455,826	259,821	1.1%	27,704,373	27,248,185	456,188	1.7%	3,988,726
米子市	8,954,828	9,114,359	△ 159,531	△ 1.8%	11,836,956	11,820,043	16,913	0.1%	2,882,128
倉吉市	7,036,365	7,020,027	16,338	0.2%	8,015,091	7,952,290	62,801	0.8%	978,726
境港市	3,222,786	3,290,264	△ 67,478	△ 2.1%	3,827,922	3,897,732	△ 69,810	△ 1.8%	605,136
岩美町	2,498,081	2,481,312	16,769	0.7%	2,734,590	2,718,486	16,104	0.6%	236,509
若桜町	1,707,564	1,686,954	20,610	1.2%	1,816,718	1,798,746	17,972	1.0%	109,154
智頭町	2,577,765	2,567,826	9,939	0.4%	2,774,639	2,765,483	9,156	0.3%	196,874
八頭町	5,129,565	5,116,663	12,902	0.3%	5,519,022	5,521,758	△ 2,736	0.0%	389,457
三朝町	1,999,600	2,008,810	△ 9,210	△ 0.5%	2,173,082	2,190,784	△ 17,702	△ 0.8%	173,482
湯梨浜町	4,400,438	4,368,071	32,367	0.7%	4,761,848	4,749,635	12,213	0.3%	361,410
琴浦町	3,928,093	3,819,427	108,666	2.8%	4,333,701	4,218,375	115,326	2.7%	405,608
北栄町	3,417,860	3,352,105	65,755	2.0%	3,739,396	3,687,679	51,717	1.4%	321,536
日吉津村	215,345	195,770	19,575	10.0%	364,000	333,004	30,996	9.3%	148,655
大山町	5,180,061	5,154,116	25,945	0.5%	5,597,495	5,583,804	13,691	0.2%	417,434
南部町	3,006,928	3,023,774	△ 16,846	△ 0.6%	3,251,656	3,286,601	△ 34,945	△ 1.1%	244,728
伯耆町	3,087,652	3,053,344	34,308	1.1%	3,393,602	3,368,837	24,765	0.7%	305,950
日南町	2,911,359	2,982,907	△ 71,548	△ 2.4%	3,097,363	3,163,518	△ 66,155	△ 2.1%	186,004
日野町	1,652,287	1,719,254	△ 66,967	△ 3.9%	1,766,679	1,840,326	△ 73,647	△ 4.0%	114,392
江府町	1,171,618	1,241,911	△ 70,293	△ 5.7%	1,300,870	1,376,012	△ 75,142	△ 5.5%	129,252
都市計	42,929,626	42,880,476	49,150	0.1%	51,384,342	50,918,250	466,092	0.9%	8,454,716
町村計	42,884,216	42,772,244	111,972	0.3%	46,624,661	46,603,048	21,613	0.0%	3,740,445
県 計	85,813,842	85,652,720	161,122	0.2%	98,009,003	97,521,298	487,705	0.5%	12,195,161

県 分	135,012,679	134,100,754	911,925	0.7%	162,196,129	162,290,121	△ 93,992	△ 0.1%	27,183,450
-----	-------------	-------------	---------	------	-------------	-------------	----------	--------	------------

【参考】全国の決定額

(単位:億円、%)

区 分	普通交付税決定額				普通交付税決定額+臨時財政対策債発行可能額			
	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率	平成25年度	平成24年度	増減額	増減率
	A	B (当初算定)	C(=A-B)	D(=C/B)	E	F (当初算定)	G(=E-F)	H(=G/F)
市町村分	76,136	77,141	△ 1,005	△ 1.3%	99,799	100,539	△ 740	△ 0.7%
道府県分	84,251	86,932	△ 2,681	△ 3.1%	122,720	124,868	△ 2,148	△ 1.7%
計	160,387	164,073	△ 3,686	△ 2.2%	222,519	225,407	△ 2,888	△ 1.3%

*表示単位未満四捨五入しているため、項目ごとの数値と合計は一致しない。

<参考> 臨時財政対策債

(単位:千円、%)

区 分	臨時財政対策債発行可能額			
	25年度 A	24年度 (当初算定) B	増 減 額 C(=A-B)	増減率 D(=C/B)
鳥取市	3,988,726	3,792,359	196,367	5.2%
米子市	2,882,128	2,705,684	176,444	6.5%
倉吉市	978,726	932,263	46,463	5.0%
境港市	605,136	607,468	△ 2,332	△0.4%
岩美町	236,509	237,174	△ 665	△0.3%
若桜町	109,154	111,792	△ 2,638	△2.4%
智頭町	196,874	197,657	△ 783	△0.4%
八頭町	389,457	405,095	△ 15,638	△3.9%
三朝町	173,482	181,974	△ 8,492	△4.7%
湯梨浜町	361,410	381,564	△ 20,154	△5.3%
琴浦町	405,608	398,948	6,660	1.7%
北栄町	321,536	335,574	△ 14,038	△4.2%
日吉津村	148,655	137,234	11,421	8.3%
大山町	417,434	429,688	△ 12,254	△2.9%
南部町	244,728	262,827	△ 18,099	△6.9%
伯耆町	305,950	315,493	△ 9,543	△3.0%
日南町	186,004	180,611	5,393	3.0%
日野町	114,392	121,072	△ 6,680	△5.5%
江府町	129,252	134,101	△ 4,849	△3.6%
都市計	8,454,716	8,037,774	416,942	5.2%
町村計	3,740,445	3,830,804	△ 90,359	△2.4%
県 計	12,195,161	11,868,578	326,583	2.8%

若桜鉄道株式会社定時株主総会の開催について

平成25年7月25日
交通政策課

若桜鉄道株式会社の第26回定時株主総会が去る6月25日に開催され、平成24年度事業報告等が次のとおり承認されました。

〈列車利用状況〉

通勤旅客については、定期券利用者への支援により増加となったが、地域住民の減少や若桜谷から鳥取・郡家方面への通学生が減少したことにより、輸送人数は全体で対前年度94.3%となった。

〈収支状況〉

旅客数の減少が大きな要因となり旅客収入が対前年度8%減額となったこと及び運転士の増員等による人件費の増加や施設修繕費の増加によりこれらの経費が8%の増額となったこと等により、営業損益は赤字となった。また、営業外損益については概ね前年度並みであった。この結果、当期損益は赤字となった。

〈平成24年度の事業概況〉

1 列車利用状況

区分	H24年度 (人)	H23年度 (人)	差引増減 (人)	前年度比 (%)	主な要因
普通旅客	106,356	118,605	△12,249	89.7	沿線中学生・高校生をはじめ 地域住民の減少
通勤旅客	45,448	39,588	5,860	114.8	
通学旅客	243,990	261,608	△17,618	93.3	
全乗車人員	395,794	419,801	△24,007	94.3	

2 収支状況

区分	H24年度 (千円)	H23年度 (千円)	差引増減 (千円)	前年度比 (%)	主な要因
営業収益①	205,024	197,134	7,890	104.0	旅客収入の減・受託費の増
営業費用②	223,464	212,909	10,555	105.0	人件費及び修繕費の増
営業損益③ (①-②)	△18,440	△15,775	△2,665	-	
営業外収益④	11,147	11,349	△202	98.2	
営業外費用⑤	1,157	789	368	146.6	
営業外損益⑥ (④-⑤)	9,990	10,560	△570	94.6	
経常損益⑦ (③+⑥)	△8,450	△5,215	△3,235	-	
特別利益⑧	3,777	6,087	△2,310	62.1	車両検査の種類の違い
法人税⑨	65	88	△23	73.9	
当期損益⑩ (⑦+⑧-⑨)	△4,738	784	△5,522	-	

3 損益処理

3,954千円を次期繰越損金とする。〔前期繰越利益剰余金+当期損益：784+(△4,738千円)〕

〈参考〉平成25年度の利用促進の取組みについて

観光客誘致のほか、沿線自治体と連携した地元住民での利用促進の取組を強化する。

- ・S L・気動車の運転体験の実施回数を増やす。
- ・新たに修学旅行の誘致に取り組む。
- ・若桜鉄道応援団への加入促進
など

鳥取県日野地区連携・共同協議会の取り組みについて（補足説明資料）

平成25年7月25日
日野振興センター

1 監査委員事務局の共同設置について

【6月25日(火)地域振興県土警察常任委員会における質問】
監査委員事務局の共同設置は地方自治法上可能か。

⇒地方自治法第252条の7の条文により可能

(改正：平成23年5月2日公布、平成23年8月1日施行)

(参考)地方自治法条文(機関等の共同設置)

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条第1項若しくは第2項に規定する事務局若しくはその内部組織(次項及び第252条の13において「議会事務局」という。)、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する附属機関、第156条第1項に規定する行政機関、第158条第1項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織(次項及び第252条の13において「委員会事務局」という。)、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 県道の除雪委託について

【6月25日(火)地域振興県土警察常任委員会における質問】

- ・除雪車乗員は原則2名のところを、日野郡では1名で行うこととする理由は何か。
- ・低速の除雪機種は何か。

○日野郡における除雪の特例の考え方

本県における除雪機乗員の基本は2名であるが、下記の①、②及び③の日野郡内の除雪環境である除雪機種、除雪機運転者及び除雪時間帯の交通量等を踏まえて、県道除雪の受託者である各町の主体的判断により、除雪ドーザなど作業速度のゆっくりした機種については運転者1名による除雪も可能とする。

①作業速度の遅い機種が大半。機種はドーザ。

- ・日野郡内の道路は、起伏に富むとともに、宅地と農地との間を走るためカーブが続くなど、除雪をある程度のスピードで作業できる路線区間が少ない。このため、作業速度は遅い(時速10km未満)が、小回りが効くドーザを多用し、通勤・通学時間までに除雪を終えるようにしている。このドーザは、町道及び県道の除雪機全体の約8割超を占めている。
- ・除雪ドーザの運転席は車体の真ん中にあり、視認性が良く、運転者はドーザを前後左右に細やかに操作しながら走行するものである。
- ・作業速度の速い除雪トラック(速度30km程度)の台数は除雪機全体の約1割と少ない。(2名乗車で作業)

②除雪機運転者の道路精通度が高い。

- ・日野郡内の除雪は各町内の事業者等が行っておられ、これらの方々には道路本体をはじめ、側溝・マンホールの位置など除雪に際しての留意点に精通している。
- ・特に、除雪ドーザは、速度が遅く、周囲への注意も広く確保しやすい構造である。

③除雪時間帯の交通量が比較的少ない。

- ・除雪の主な時間帯である午前3時から午前6時頃の日野郡内の交通量は少なく、除雪作業も行いやすい。

